

福岡県公報

令和8年10月16日
第736号

目次

告示（第638号－第642号）

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	（農山漁村振興課）	1
○漁業共済の加入区の設定	（漁業管理課）	2
○道路の供用の開始	（道路維持課）	2
○道路の区域の変更	（道路維持課）	2
○保安林予定森林の所在場所等	（農山漁村振興課）	2
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	3
○落札者等の公示	（教育庁施設課）	3
○落札者等の公示	（教育庁施設課）	4
○都市計画の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	4
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧	（廃棄物対策課）	4
○競争入札参加者の資格等	（総務事務厚生課）	5
○一般競争入札の実施	（県土整備企画課）	6
○都市計画の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	10
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	10
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	11
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	11
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	11

再 掲

○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則		
-------------------------	--	--

（警察本部交通指導課）……………11

○意見公募手続きを実施しなかった理由等の告示（警察本部交通指導課）……………12

告 示

福岡県告示第638号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和8年10月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1(1) 指定施業要件変更予定森林の所在場所
京都郡みやこ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、京都郡みやこ町（次の図に示す部分に限る。）、築上郡築上町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 指定施業要件変更予定森林の所在場所
京都郡みやこ町（次の図に示す部分に限る。）、築上郡築上町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第639号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第4項の規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和8年10月16日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和8年10月15日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成29年8月福岡県告示第543号（漁業共済の加入区の設定）は、廃止する。

令和8年10月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

漁業共済の加入区の名称	加入の区域	加入の区分
特定わかめ福吉加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧福吉漁業協同組合の地区	わかめ養殖業
特定わかめ唐泊加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧唐泊漁業協同組合の地区	わかめ養殖業
特定わかめ志賀島・弘加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧志賀島漁業協同組合及び旧弘漁業協同組合の地区	わかめ養殖業

福岡県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年10月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和8年10月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	唐 尾 広 川 線	八女市亀甲193番8先から 八女市龍ヶ原60番2先まで

福岡県告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和8年10月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	北矢部 冬 野 線 黒 木	前	八女市黒木町大淵3721番1先から 八女市黒木町大淵3654番1先まで	9.7 ～ 33.1	260.0
			後	八女市黒木町大淵3721番1先から 八女市黒木町大淵3654番1先まで	9.7 ～ 33.1	260.0
			後	八女市黒木町大淵3721番1先から 八女市黒木町大淵3654番1先まで	5.0 ～ 25.0	260.0

福岡県告示第642号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の

規定により次のように告示する。

令和8年10月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
福岡市早良区大字椎原字長畑923の22（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年10月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市前原北二丁目1682番1及び1682番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区比恵町7番20号
株式会社児島ビルディング

代表取締役 児島 豊

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年10月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る物品等の名称及び数量
福岡県立学校体育館空調設備賃貸借業務（その4） 1式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県教育庁教育総務部施設課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
令和8年9月18日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
N T T ・ T C リース株式会社九州支店
 - 住所
福岡市博多区博多駅前三丁目4番1号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
520,568,400円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
令和8年7月31日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年10月16日	福岡県知事 服部 誠太郎
1 落札に係る物品等の名称及び数量	福岡県立学校体育館空調設備賃貸借業務（その5） 1式
2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	(1) 部局の名称 福岡県教育庁教育総務部施設課 (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
3 落札者を決定した日	令和8年9月18日
4 落札者の氏名及び住所	(1) 氏名 西部ガステクノソリューション株式会社 (2) 住所 福岡市東区東浜二丁目9番118号
5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）	434,676,000円
6 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和8年7月31日
<hr/>	
公告	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大牟田市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。	
令和8年10月16日	福岡県知事 服部 誠太郎

大牟田市計画道路の変更（令和8年9月18日大牟田市告示第132号）	
<hr/>	
公告	
福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。	
令和8年10月16日	福岡県知事 服部 誠太郎
1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名	UBE三菱セメント株式会社 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 代表取締役 加藤 秀樹
2 施設の種類及び処理能力	(1) 廃プラスチック類及び木くずの破碎施設 廃プラスチック類 一日当たり 229 t 木くず 一日当たり 54.2 t (2) 廃プラスチック類及び木くずの破碎施設 廃プラスチック類 一日当たり 234 t 木くず 一日当たり 122 t (3) 廃プラスチック類及び木くずの破碎施設 廃プラスチック類 一日当たり 211 t 木くず 一日当たり 73.9 t (4) 廃プラスチック類及び木くずの破碎施設 廃プラスチック類 一日当たり 180 t 木くず 一日当たり 94.5 t (5) 廃プラスチック類及びガラスくず等の破碎施設 廃プラスチック類 一日当たり 144 t

ガラスくず等 一日当たり 218 t

3 設置場所

京都郡苅田町長浜町7番

4 指定地域

京都郡苅田町長浜町の一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県京築保健福祉環境事務所環境課

6 縦覧の期間

令和8年10月16日から令和8年11月16日まで

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和8年10月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県新事業管理システム構築業務委託

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってそ

の役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

- 人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和8年10月23日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける委託契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年10月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県新事業管理システム構築業務委託

(2) 契約内容及び仕様等

入札説明書及び仕様書等（入札説明書別添2～7）による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和10年3月31日（金）まで

(4) 納入期限

令和10年3月31日（金）

(5) 履行場所

福岡県県土整備部県土整備企画課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年11月16日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされていること。

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	サービス業種その他（ソフトウェア開発）	AA

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）。

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。

5 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県県土整備部県土整備企画課指導係（県庁行政棟6階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3645

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

公告日から令和8年10月26日（月）午後5時00分まで、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより交付する。

10 競争入札参加申請書及び提案書の提出

入札に参加しようとする者は、以下の方法により、様式2「競争入札参加申請書」及び総合評価のための「提案書」を提出しなければならない。

(1) 提出期限

ア 競争入札参加申請書

令和8年10月26日（月） 午後5時00分

イ 提案書

令和8年10月30日（金） 午後5時00分

(2) 提出部局

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）

(4) その他

ア 入札参加申請をしない者は、本件入札に参加することはできない。

イ 本件入札において提出された資料等は返却しない。

ウ 提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 総合評価のための提案書について不明な点がある場合は、県から個別に質問を行うことがある。

オ 入札参加申請後、入札参加を辞退する場合は、様式3「入札辞退届」を5の部局に提出すること。

カ 令和8年10月28日（水）までに5の部局の承認を得られない場合には、入札に参加できないものとする。

11 入札書

(1) 提出期限

令和8年11月16日（月） 午後5時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

入札に参加する者は、入札書を持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により、次のとおり提出しなければならない。その他の方法による入札は認めず、また県の休日には受領しない。

ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「11月17日開封＜福岡県新事業管理システム構築業務委託契約に係る入札書在中＞」と朱書きすること。

イ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「11月17日開封＜福岡県新事業管理システム構築業務委託契約に係る入札書在中＞」と朱書きすること。

(4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の Namen を記載すること。

なお、入札手続を入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の Namen を記載すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合がある。

12 審査会（プレゼンテーション）

(1) 日時

令和8年11月6日（金）

(2) 場所

福岡県庁行政棟7階
建築都市総務課入札室

(3) 持ち時間

各社40分程度（質疑応答を含む）

各社の実施時間等の詳細は、参加者決定の後に通知する。

13 開札

(1) 日時
令和8年11月17日（火）午前10時00分

(2) 場所
吉塚合同庁舎（福岡市博多区吉塚本町13-50）8階
804会議室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者
開札は、入札者又はその代理人の立ち会いの下に行う。この場合、入札者又はその代理人は名刺を持参すること。なお、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合
開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約希望金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、13(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が14(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定

以下のとおり、公平かつ客観的に選定する。

- (1) 入札価格（入札金額の100分の110に相当する額）に対する得点（以下「価格点」という。）と、技術提案内容に係る各評価項目の得点の合計（以下「技術点」という。）の総合評価とし、割合は、以下のように設定する。

価格点250点 技術点750点 合計1,000点（価格点：技術点＝1：3）

- (2) 価格点と技術点の合計点（総合評価点）が最も高い者を落札者と決定する。ただし、以下に1つでも該当した者は失格とみなし、次点を落札者と決定する。

ア 予定価格（システム構築費用分）の制限を超えて入札した者。

イ 技術提案内容のうち、別添10「評価項目表」に照らして、「最重要」又は「重

要」の項目について評価点が0点の評価が1項目でも存在する者。

ウ 技術点が375点に満たない者。

エ 別添6「新機能要件一覧」の実現方法の項目において、必須とする機能要件について1項目でも「× 対応不可、あるいは対応未定」となっている者。

(3) 落札候補者となるべき総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、以下の順序で落札者を決定する。

ア 技術点が高い者を落札者とする。

イ 技術点が同点の場合は、入札価格が低い方を落札者とする。

ウ 技術点が同点で、入札価格も同額の場合は、くじ引きで決める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 予定価格の事前公表

無

18 その他

(1) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時まで提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

(2) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時まで課税（免税）事業者届出書を提出すること。

(3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(4) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(5) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(6) その他、詳細は入札説明書による。

19 Summary

(1) The name of contract matter

Contract for construction of Fukuoka prefecture's new business management system

The details are described by the manual of this tender.

(2) Time Limit of Tender

5:00 P, M, on November 16, 2026

(3) Contact Point for the Notice

Prefectural Land Development Projects Planning Division, Prefectural Land Development Department, Fukuoka Prefectural Office 7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan.

TEL 092 - 643 - 3645

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年10月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和8年9月25日宗像市告示第230号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年10月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市池田一丁目2571番13及び2571番221から2571番237まで

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区馬借二丁目 6 番 6 号
第一ホーム株式会社
代表取締役 津村 昭宏

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市岡本三丁目39番 1、39番 3、40番 1 及び40番 2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市戸畑区新池三丁目 2 番 4 号
有限会社玄海開発
代表取締役 吉本 幸弘

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
田川市大字伊田52番から54番まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目10－ 1
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市二森字持柳1542番 4 の一部、1555番 2、1555番 4、1555番15から1555番32まで、1578番 4 の一部及び1579番 7、字大坪1580番 2、1581番 2 及び1583番 2 並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久留米市東櫛原町2636番地 1
株式会社駅前工務店
代表取締役 植村 武史

再 掲

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第 2 条第 2 項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第12号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 10 月 1 日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第24号（表）及び様式第25号から様式第29号までの様式中

本	籍
---	---

住 所	〒 - 都道府県	を
	電話 () - (自宅・携帯)	

「

住 所	〒 - 都道府県	に改める。
	電話 () - (自宅・携帯)	

」

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の福岡県道路交通法施行細則の様式による用紙については、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会告示第276号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（令和8年福岡県公安委員会規則第12号）を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和8年10月1日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（令和8年国家公安委員会規則第21号）が制定され、交

付申請書等に記載すべき事項から本籍地・国籍等が削られたことに伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の施行の日
令和8年10月1日

3 概要等
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通指導課に備え置く。